

**指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート**  
(所管部署自己判定)

施設名 ( 三和荘及び関連施設 )

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。) ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	△	△	宿泊観光施設は、一定の公益性があったとしても、必ずしも市が管理運営すべき施設ではない。 指定管理者制度ではなく、より効率的で効果的な管理運営方法について検討する必要がある。
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任ずことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○	○	同種のサービスを提供している民間事業者は市内外に多数存在しており、事業者のノウハウを活用した管理運営ができ、施設の安定性・継続性の確保が可能となる。しかし、条例による制限のため、利用ニーズに合致していない現状も見られる。
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	△	△	民間事業者の有するノウハウの活用によりコスト削減が図れるとともに、直営に比べて費用対効果も高い。しかし、その一方、指定管理者制度では、条例による制限ため柔軟な運営が困難であり、民間事業者のノウハウを十分に活かしていない。
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) ①本施設については指定管理者制度の導入が妥当と判断する。 ②当施設の今後のあり方について、将来的に、民間の事業者はこの施設の運用を委ねていくという大きな方針を見据えて2ヵ年という指定期間及び非公募とする。 ③指定管理料の積算については、改めて関係機関と調整を図り検討すること。 ④指定管理者の選定には、管理者の組織的な体制づくりを見極めて選定すること。 ⑤今後、専門家等による経営改善を進める際は、進捗状況を第三者評価委員会に報告すること。 ⑥施設や地域、関係者の方々等の利益になるような結果が得られるよう、協議を進めること。 ⑦関係者や地域住民の方々々の意欲やモチベーションの維持に努めること。  (判定結果) 指定管理者制度での管理運営を継続、非公募で対応	△		(見直し等の場合時期について記載)  民間事業者のノウハウ等を活かした自由度の高い運営形態とするため、民間事業者への貸付を検討する。貸付移行前に、経営状況を安定させるとともに、自主自立可能な施設へと成長させるため、業務改善期間として指定管理による運営(2年間)を継続する。